

### 第2回市議会定例会を開催中

23年第2回定例会が6月8日(水)~29日(水)の22日間の日程で開催中です。今回の議会に上程された市長提出議案は次の9議案です。

- ▼人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(2件)
  - ▼東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例の一部を改正する条例
  - ▼東久留米市消費生活保護条例の一部を改正する条例
  - ▼東久留米市消防委員会条例の一部を改正する条例
  - ▼東久留米市特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
  - ▼東久留米市災害対策本部条例の一部を改正する条例
  - ▼東久留米市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
  - ▼平成23年度東久留米市一般会計予算
- 詳しくは議会事務局 ☎470・7789へ。

## 22年度 市の財政状況を公表します

市では、市民の皆さんに市政を考える上での参考にしていただくため、年2回、市の財政状況を公表しています。今回は、22年度(22年4月1日~23年3月31日)の予算、市債の現在高、基金、財産の状況などをお知らせします。詳しくは財政課 ☎470・7706へ。

### 市債の状況 (23年3月末現在)

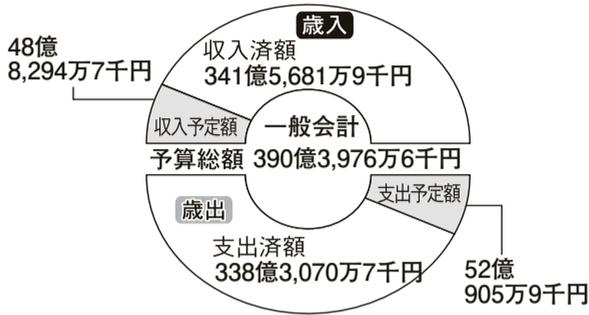
道路、公園の整備や公共施設の利用する世代にも負担を軽減するために、将来その施設を維持するに必要となる事業に備え、財政事情を考慮しながら、目的ごとに積み立てています。

- ◆市債残高 420億5014万8千円
- (内訳) 一般会計 255億4407万4千円
- 国民健康保険特別会計 1億5000万円
- 下水道事業特別会計 163億5607万4千円
- 市民負担の概況
- 市の財源は、皆さんが納めている市税のほか、国や都からの支出金などによって構成されています。
- ◆市民一人当たりの市税負担額 14万7千円
- ◆一世帯当たりの市税負担額 33万4千円
- 基金の状況 (23年3月末現在)
- 基金は、家計で言えば「貯金」に当たるものです。多額の資金が必要となる事業に備え、財政事情を考慮しながら、目的ごとに積み立てています。
- ◆基金現在高 26億7343万1千円
- (内訳) 財政調整基金 6億4890万8千円
- その他の基金 2452万3千円
- 公有財産の状況 (23年3月末現在)
- 公有財産とは、市が所有する不動産や動産などをいいます。そのうちの土地、建物などの財産は次の通りです。
- ◆土地 56万7611・30平方メートル
- ◆建物 20万2344・81平方メートル
- ◆工作物 140カ所
- ※金額は千円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

### ■一般会計

予算総額 390億3,976万6千円  
 当初予算額は368億6,500万円でしたが、6回の補正を行いました。

(歳入) 収入済額 341億5,681万9千円 (収入率) 87.5%  
 (歳出) 支出済額 338億3,070万7千円 (執行率) 86.7%



### ■国民健康保険特別会計

予算総額 117億2,350万2千円  
 (歳入) 収入済額 106億3,893万5千円 (収入率) 90.7%  
 (歳出) 支出済額 105億7,911万4千円 (執行率) 90.2%

### ■後期高齢者医療特別会計

予算総額 19億1,939万円  
 (歳入) 収入済額 18億9,747万4千円 (収入率) 98.9%  
 (歳出) 支出済額 18億9,660万1千円 (執行率) 98.8%

### ■老人保健特別会計

予算総額 3,535万6千円  
 (歳入) 収入済額 1,368万1千円 (収入率) 38.7%  
 (歳出) 支出済額 1,368万1千円 (執行率) 38.7%

### ■介護保険特別会計

予算総額 58億4,032万1千円  
 (歳入) 収入済額 52億3,755万7千円 (収入率) 89.7%  
 (歳出) 支出済額 52億5,748万6千円 (執行率) 90.0%

### ■下水道事業特別会計

予算総額 30億6,423万5千円  
 (歳入) 収入済額 22億2,635万円 (収入率) 72.7%  
 (歳出) 支出済額 26億2,570万2千円 (執行率) 85.7%

※使用している数値はいずれも23年3月末日現在のものです。1年間の決算は、現金の未収・未払いの整理を行うために設けられている「出納整理期間(4月1日~5月31日)」後に確定します。

## 家屋の固定資産税の減額制度のご案内

家屋の固定資産税には、次の①~⑤の減額制度があります。

既存住宅に対する軽減  
次の①~③は、既存の住宅に一定の要件を満たす改修工

新築住宅に対する軽減  
次の④⑤は新築住宅に対す



事を行った場合、家屋の固定資産税が一定期間減額となる制度です。

- ①耐震改修住宅軽減
- ②バリアフリー改修住宅軽減
- ③省エネ改修住宅軽減
- ※①は②、③と重複させることはできませんが、②と③は重複して受けることができます。

【注意】前記①~⑤は家屋の固定資産税のみに対する軽減措置です。土地・償却資産の固定資産税、土地・家屋の都市計画税は軽減されません。詳しくは課税課家屋資産税係(内線23342~23344)へ。

東日本大震災により被害を受けた方へ  
東日本大震災により被害を受けた方は所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続きを行うことにより所得税が還付になる場合があります。また、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。また、地方税についても被害状況に応じて特例が受けられる場合があります。詳しくは国税庁ホームページ(内線23337)へ。

あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に  
被災地の自治体への寄附金、省ホームページ http://www.soumu.go.jp

市税の納付にご協力ください  
6月30日(木)は、市・都民税第1期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

## 東日本大震災に係る 税制上の措置 などについて

### 東日本大震災により被害を受けた方へ

東日本大震災により被害を受けた方は所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続きを行うことにより所得税が還付になる場合があります。また、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。また、地方税についても被害状況に応じて特例が受けられる場合があります。詳しくは国税庁ホームページ(内線23337)へ。



「東日本大震災関連情報」または東村山税務署 ☎042・394・6811、市課税課市民税係(内線23333~23337)へ。

## 生活に困っている方へ 介護保険サービスの利用者負担を軽減します

低所得で、特に生計が困難な方および生活保護受給者に対しては、申請をして承認を受けると、介護サービスの利用者負担が軽減される制度があります。

【対象となる方】次の①~⑤のいずれも満たす方および生活保護受給者

- ①住民税非課税世帯で、年間収入が一人世帯の場合は150万円(世帯員が1人増えることに50万円増えること)
- ②日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族などに扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

【注意】次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- 1. 特養旧措置入所者で、利用者負担が5割以下の方(ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については対象外)
- 2. 訪問介護については、国の特別対策である「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」の適用を受けている方
- 3. 対象になると思われる方は介護福祉課(市役所1階)にご相談ください。

対象サービス・手続き方法など、詳しくは同課介護サービス係(内線2553・2554)へ。

【対象となる方】次の①~⑤のいずれも満たす方および生活保護受給者

- ①住民税非課税世帯で、年間収入が一人世帯の場合は150万円(世帯員が1人増えることに50万円増えること)
- ②日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族などに扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

【注意】次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- 1. 特養旧措置入所者で、利用者負担が5割以下の方(ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については対象外)
- 2. 訪問介護については、国の特別対策である「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」の適用を受けている方
- 3. 対象になると思われる方は介護福祉課(市役所1階)にご相談ください。

対象サービス・手続き方法など、詳しくは同課介護サービス係(内線2553・2554)へ。

【投票できる方】23年1月1日現在東久留米市に住所があり、満20歳以上(3年4月1日以前に生まれた方)で①②のいずれかの方①10アル以上の農地(他市にある農地を含む)を耕作している方②前記①の方と同居している親族またはその配偶者で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上あり、農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方

【投票日】7月3日(日)午前8時~午後5時、市役所7階701会議室

【注意】立候補受け付けの結果、委員定数(12人)を超える場合は無投票となり、7月11日(月)午後2時から市役所7階701会議室で選挙会を開き、当選人を決定します。詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7790へ。

## 農業委員会委員の選挙を実施します

農業委員の選挙(3年に1回)を実施します。農業委員で構成する農業委員会は、農業経営の向上に寄与するための農業者の代表機関です。皆さんの1票を農政に反映させましょう。

【告示日】7月3日(日)

【投票日】7月10日(日)午前7時~午後8時

【投票場所】市役所7階701会議室

【農業委員定数】12人

【立候補者の資格】①農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方②選挙人名簿に登録されていない方③投票日当日の7月10日現在満20歳以上の方

【投票できる方】23年1月1日現在東久留米市に住所があり、満20歳以上(3年4月1日以前に生まれた方)で①②のいずれかの方①10アル以上の農地(他市にある農地を含む)を耕作している方②前記①の方と同居している親族またはその配偶者で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上あり、農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方

【投票できる方】23年1月1日現在東久留米市に住所があり、満20歳以上(3年4月1日以前に生まれた方)で①②のいずれかの方①10アル以上の農地(他市にある農地を含む)を耕作している方②前記①の方と同居している親族またはその配偶者で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上あり、農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方

【投票日】7月3日(日)午前8時~午後5時、市役所7階701会議室

【注意】立候補受け付けの結果、委員定数(12人)を超える場合は無投票となり、7月11日(月)午後2時から市役所7階701会議室で選挙会を開き、当選人を決定します。詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7790へ。

【投票できる方】23年1月1日現在東久留米市に住所があり、満20歳以上(3年4月1日以前に生まれた方)で①②のいずれかの方①10アル以上の農地(他市にある農地を含む)を耕作している方②前記①の方と同居している親族またはその配偶者で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上あり、農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方

【投票日】7月3日(日)午前8時~午後5時、市役所7階701会議室

【注意】立候補受け付けの結果、委員定数(12人)を超える場合は無投票となり、7月11日(月)午後2時から市役所7階701会議室で選挙会を開き、当選人を決定します。詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7790へ。

【投票できる方】23年1月1日現在東久留米市に住所があり、満20歳以上(3年4月1日以前に生まれた方)で①②のいずれかの方①10アル以上の農地(他市にある農地を含む)を耕作している方②前記①の方と同居している親族またはその配偶者で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上あり、農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方

【投票日】7月3日(日)午前8時~午後5時、市役所7階701会議室

【注意】立候補受け付けの結果、委員定数(12人)を超える場合は無投票となり、7月11日(月)午後2時から市役所7階701会議室で選挙会を開き、当選人を決定します。詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7790へ。

【投票できる方】23年1月1日現在東久留米市に住所があり、満20歳以上(3年4月1日以前に生まれた方)で①②のいずれかの方①10アル以上の農地(他市にある農地を含む)を耕作している方②前記①の方と同居している親族またはその配偶者で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上あり、農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方

【投票日】7月3日(日)午前8時~午後5時、市役所7階701会議室

【注意】立候補受け付けの結果、委員定数(12人)を超える場合は無投票となり、7月11日(月)午後2時から市役所7階701会議室で選挙会を開き、当選人を決定します。詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7790へ。